

第9章 全体構想

1 将来の都市構造

将来の都市構造の骨格となる「核とエリア」、「都市軸」を設定します。

(1) 都市を構成する核とエリア

都市活動の利便性や快適性を高めるため、都市機能の集積を誘導するなど地域の特性を踏まえたエリアづくりを行います。

ア. 都市核 —都市の中心核となるエリア—

生活の中心となる地域が、松浦鉄道と国道 204 号に沿って、4 地域（志佐地域、調川地域、御厨・星鹿地域、今福地域）形成されています。

このうち、志佐地域は、市役所や郵便局などの公共公益施設をはじめ、商店街が立地するなど、既成市街地が形成されている本市の中心であることから、都市核として位置づけ、都市機能の充実を図ります。

本地域は、既成商店街等の再生や新たな都市機能の集積により、まちのメインストリート（シンボルロード）やまちなか回遊ルートを交流拠点等と繋ぎ、人々の往来を促進し、活力ある中心市街地の再生、創出を図るエリアとします。

また、このエリアを取り巻くように、住居系の土地利用の誘導によって、本市の特性を活かした密度の高い住環境の整備を進めます。

イ. 副次核 —都市の副次核を形成するエリア—

中心エリアの都市核に対し、調川地域、御厨・星鹿地域、今福地域は、副次核として位置づけ、周辺住民の日常生活に必要なサービス機能の充実や利便性向上を図るとともに、都市核やレクリエーションエリアへのアクセス及び交流促進を考慮した機能の拡充を図ります。

また、観光交流人口が集まる商業・業務・イベント開催等の都市的機能を有する地域を副次核として位置づけます。

ウ. 産業エリア —産業誘導及びエネルギー拠点形成するエリア—

臨海部においては、調川港に旋網漁業を中心とした水揚基地があり、これに隣接して水産加工団地が整備されています。また松浦港は、日本有数の規模をもつ石炭専焼火力発電所への石炭輸入港としての機能を持ち、海外からの石炭が輸入されています。

このため、調川港と松浦港の一带、新規工業団地の計画地を産業エリアとして位置づけます。また、調川港周辺地域においては、物流拠点機能も考慮した土地利用を進めていきます。

エ. レクリエーションエリア —山と海と川のある余暇活動と交流のエリア—

レクリエーション施設の中心的なものとして不老山総合公園やぎざが浜、大崎海水浴場などがあります。また、臨海部には、道の駅「松浦海のふるさと館」が整備され、観光交流拠点となっています。

これらの施設とその周辺をレクリエーションエリアとして位置づけ、余暇活動な

ど市民が安らげる場としての利用促進を図ります。

オ. 歴史文化エリア —「まつうら」の個性を磨き交流を促進するエリア—

松浦覚梶谷城跡をはじめ数多くの歴史的資源があり、松浦市文化財保存活用地域計画等に基づき維持保全しつつ、その活用を図っています。

このため、これらの歴史的資源とその周辺を歴史文化エリアに位置づけ、個性ある都市づくりに向けての保全整備を図ります。

(2) 都市軸

広域的な都市間や各エリア間の連携を支援する骨格交通網として、以下の都市軸を設定します。

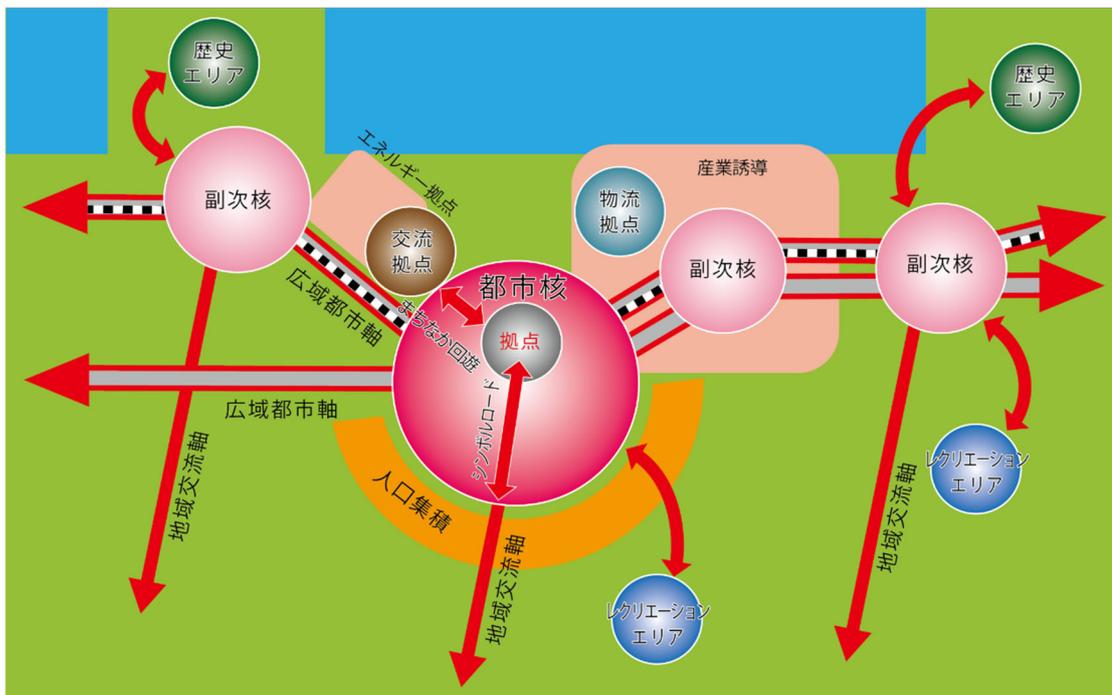
ア. 広域都市軸

広域都市軸として、西九州自動車道、国道 204 号、松浦鉄道位置づけ、他の都市圏との交流や連携を深め、商業や業務、レジャーなどを活性化させるための軸とします。

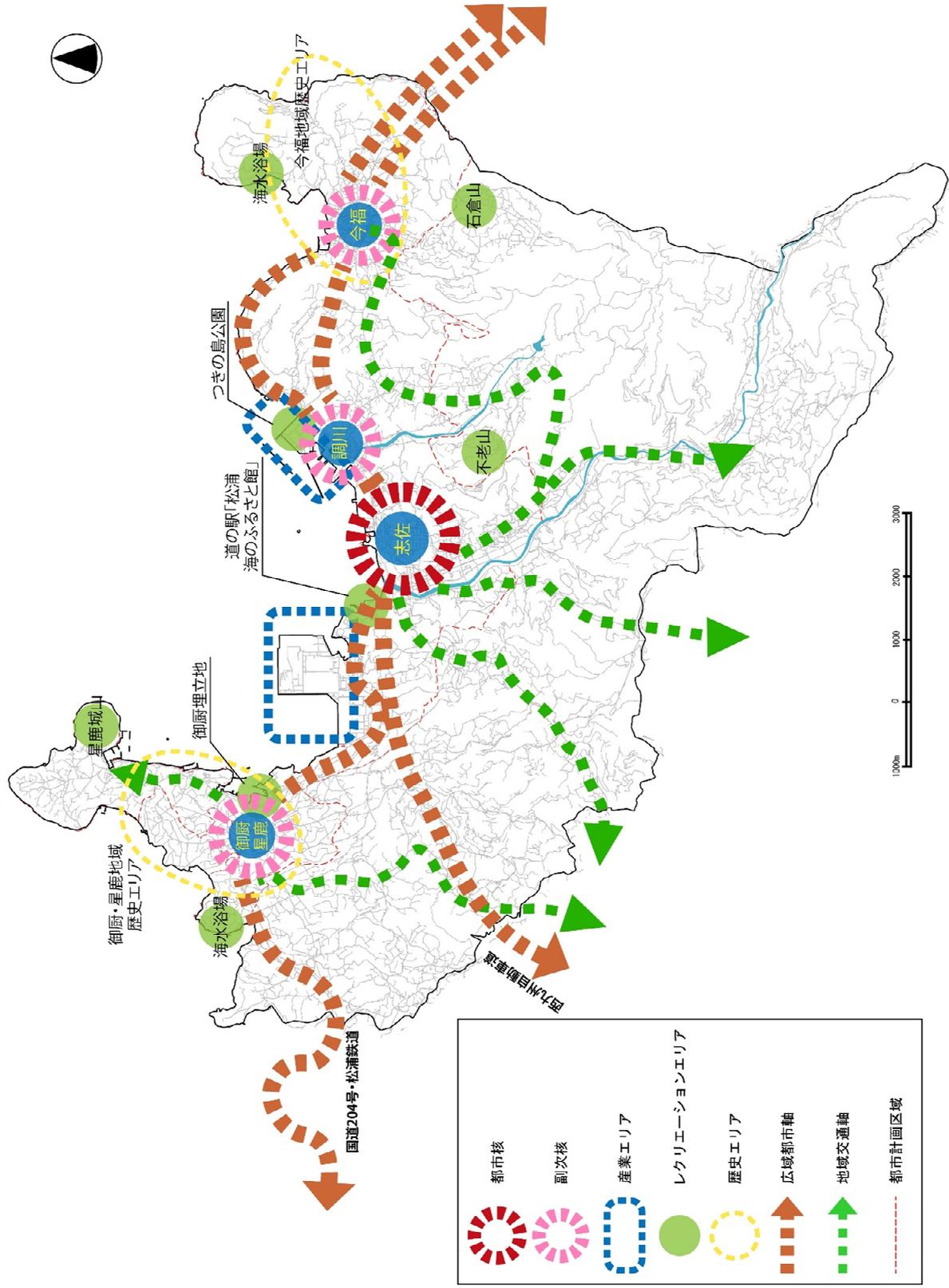
イ. 地域交流軸

地域交流軸は、主に隣接する周辺市町との交流・連携を図る軸として主要県道を位置づけます。

都市構造概念図



松浦市将来都市構造図



2 土地利用

(1) 土地利用の基本的な方針

都市づくりの理念や将来都市構造を踏まえ、都市的土地利用の方針を次のように位置づけ、秩序ある土地利用のもとで、本市の特性を継承しつつ、新しいライフスタイルにも適合した安全で快適な生活環境の実現を目指します。

(2) 土地利用の方針

ア. 住宅地

既存の住宅地や、今後の住宅地の整備により人口の増加を見込むことが予想される地域については、次の3つに区分し、それぞれの特色を活かした土地利用を進めます。

(ア) 中心住宅地

中心住宅地については、既存の商業・業務施設との調和を図り、快適性と利便性が相乗効果を生み出す、質の高い住環境整備を図り、都市核の一端を担う都市機能を備えた、ゆとりと活力ある市街地の形成を図ります。

また、福祉・文化施設、市街地内の道路、公園、日常生活を支える医療施設や商業施設などへアクセスの良い住宅地の整備を進めます。

(イ) 一般住宅地

一般住宅地は、既存の住宅や商業・漁業・業務施設等の混在する各地域の特徴を活かした日常生活圏のコミュニティの継承を図るとともに、それぞれの地域相互の連携により経済活動や地域活動の活性化を維持する住宅地として位置づけます。

(ウ) 専用住宅地

専用住宅地については、周辺と調和の図られた質の高い居住環境の確保に努め、安全で快適な住宅地の維持形成を図ります。

イ. 商業・業務地

商業・業務地のうち、都市核においては、既存の商店街及び商業・業務施設集積を図るとともに、日常生活をサポートするサービス機能の導入を図り、都市の顔となる整備を進めます。また、国道204号沿道については、臨海部の環境等に配慮しつつ、本市の東西都市軸となる幹線道路沿道にふさわしい沿道サービス型商業・業務系施設の誘導を図ります。

(ア) 中心商業・業務地

松浦駅周辺については、利便性の高い地域であることから、鉄道駅周辺地域としてのポテンシャルを活かし、都市の主核として、既存の商店街の再生と連動した都市づくりを図ることで、活性化を図ることとします。

中心商業・業務地は、快適で利便性が高く、にぎわいのある中心市街地を形成するため、歩行者空間を考慮したバリアフリー化や、災害時には防災拠点としての活

用も考慮したイベントスペース（公園・広場）など、高齢者や子育て層の市民にも利用しやすい都市基盤となる施設の立地を考慮した土地利用を検討します。

（イ）副次的商業・業務地

副次核となる地域においては、各地域の特色に配慮し、歴史的、文化的機能の保全的刷新を図りつつ、地域住民の生活に溶け込む形で、日常生活をサポートする機能を誘導し、親しみのある商業・業務地空間づくりに向けた土地利用に努めます。

（ウ）近隣商業・業務地

御厨・星鹿地域や今福地域においては、日常購買店などの立地を誘導するため、近隣商業・業務地等の路線型商業・業務地の形成を図ります。路線型商業・業務地とする地域においては、各地域の住環境や地域特性を考慮し、周辺との調和した土地利用を図ります。

ウ. 工業地

工業地は、既存工業の活性化とともに、西九州自動車道等、広域交通ネットワークの整備効果により、総合計画の将来像にもなっている「仕事をつくるまち」の実現へ向けて、新たな産業用地の創出を進めます。

（ア）既存工業地

工業系用途地域と現在工場が立地している工業地については、基盤整備を行うとともに、周辺環境との調和を図りつつ、工業の集積を推進します。

（イ）新規工業地

地場産業の増設や企業誘致に対応するため、新規工業団地の整備に努めます。

エ. 農地・森林

無秩序な開発を防ぐため、それぞれの土地利用方針などとの調整を図りながら、秩序ある整備・開発・保全に努めます。

オ. 市街地の整備促進

志佐地域は、都市機能の集積を進める松浦駅周辺から連なる幹線道路沿線の立地条件を活かし、シンボルロードの整備などを含めた都市核となる線形市街地の一端を担う地域として位置づけ、人口の誘導及び日常生活機能の集積を図ることにより、コンパクトで活力ある中心市街地の形成を図ります。

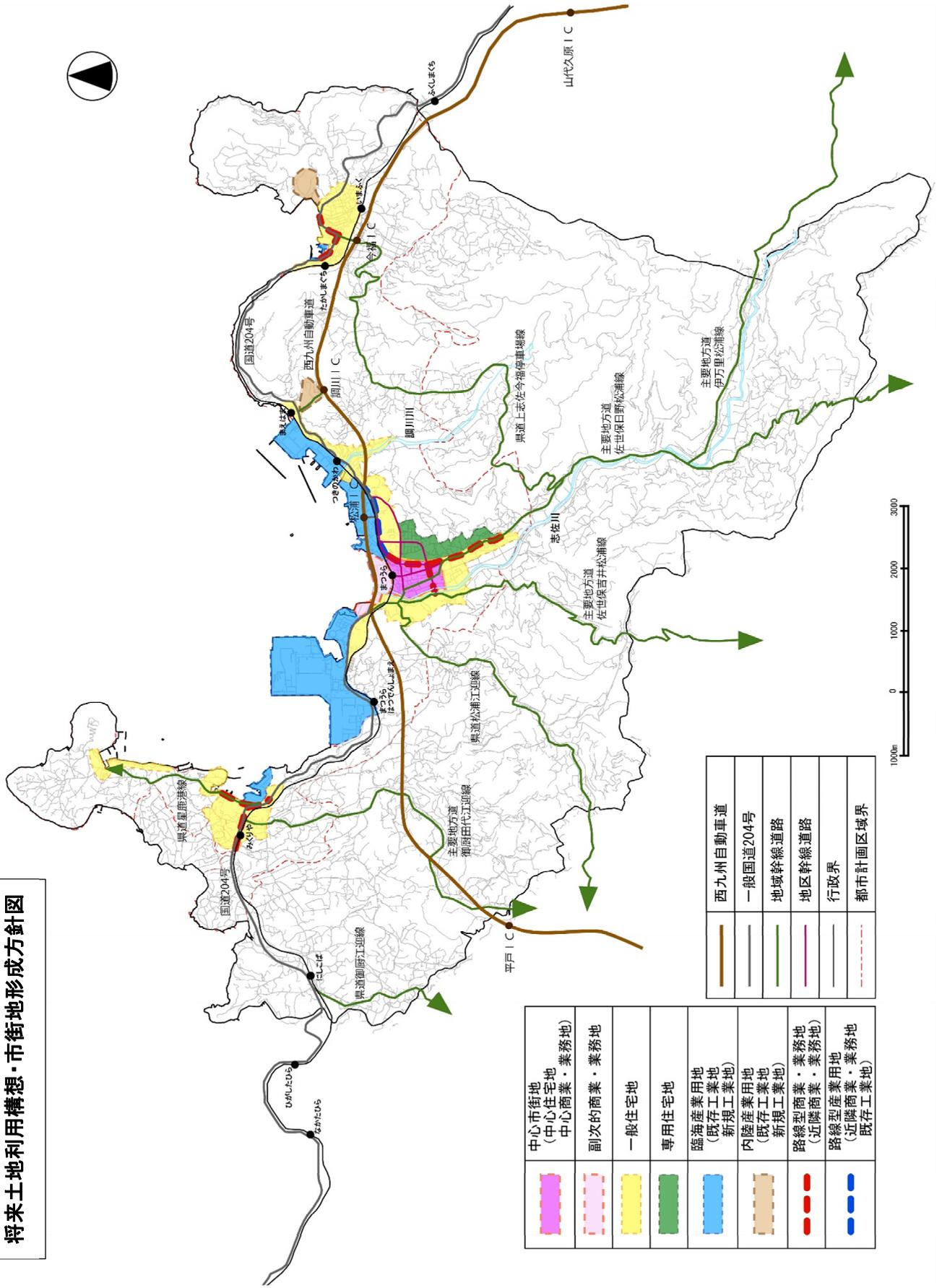
また、都市の副次核となる調川地域、御厨・星鹿地域、今福地域では、住環境の改善と利便性向上のため、周辺住民の日常生活に必要な各種都市施設の整備やサービス機能などの充実とともに、適正な市街化を誘導し秩序ある市街地の整備を促進します。

さらに、コンパクトなまちの形成を目指す上で、学校や病院などの必要な都市機能の配備についても、生活圏を考慮した交通ネットワークを踏まえて推進します。

カ. 集落整備の推進

各地域の農業・漁業集落などでは、市街地との連絡性を確保し、利便性の向上を図り、安全で快適な生活環境の形成に努めます。

将来土地利用構想・市街地形成方針図



	中心市街地 (中心住宅地 中心商業・業務地)
	副次的商業・業務地
	一般住宅地
	専用住宅地
	臨海産業用地 (既存工業地 新規工業地)
	内陸産業用地 (既存工業地 新規工業地)
	路線型商業・業務地 (近隣商業・業務地)
	路線型産業用地 (近隣商業・業務地 既存工業地)

	西九州自動車道
	一般国道204号
	地域幹線道路
	地区幹線道路
	行政界
	都市計画区域界

3 地域・都市交通

(1) 道路整備の基本的な方針

本市と福岡方面を結ぶ西九州自動車道の整備が進み、現在は佐世保方面との連結に向けた工事が進められています。

本市が交通利便性のあるまちになるためには、市内の地域間連絡を向上させるとともに、近隣市町や長崎・福岡などの広域的な連絡性の向上を図らなければなりません。このために道路ネットワークを(2)に掲げるア～オの5つに分類し、互いに連携のとれた道路体系の構築を目指します。

(2) 道路整備の方針

市内の主な道路は、以下のとおりです。

今後、コンパクト・プラス・ネットワークを考慮した日常生活圏を繋ぐ道路の整備を目的に、未改良部分を含む現道路網の整備・推進に取り組みます。

ア. 広域幹線道路

本市と他の圏域を結ぶ広域幹線道路として、次の路線を位置づけます。

- ・西九州自動車道
- ・国道 204 号

イ. 地域幹線道路

周辺市町との交流連携を図るための地域幹線道路として、次の県道と市道各路線を位置づけます。

【県道】

- 主要地方道
 - ・伊万里松浦線
 - ・佐世保日野松浦線
 - ・佐世保吉井松浦線
 - ・御厨田代江迎線
- 一般県道
 - ・松浦江迎線
 - ・御厨江迎線
 - ・上志佐今福停車場線
 - ・星鹿港線

【市道】

- ・大川東線
- ・大成線

ウ. 地区幹線道路

1 級市道と地域幹線道路以外の県道を地区間の交流連携を図るための地区幹線道路として位置づけます。

エ. 生活幹線道路

最も身近な生活道路となる2級市道やその他の市道などを生活幹線道路として位置づけます。

オ. 都市計画道路

計画的な都市づくりや市街地の道路条件を改善するために都市計画の一環としてつくる道路を都市計画道路として位置づけます。

(3) 公共交通機関と都市施設連携の方針

ア. 災害対応能力に向けた交通インフラの整備

エネルギー供給基地としての拠点施設が立地する都市として、大規模な災害時においてもそのサプライチェーンを維持するために、代替路の整備など、エネルギー供給網を確保する道路の形成を図ります。

イ. 都市核及び3つの副次核を中心とした多核型都市の道路整備

都市核及び副次核を中心とする多核型分散型の都市構造をつなぎ、それぞれがコンパクトな生活圏域を形成するなかで、これらを繋ぐ交通ネットワークの形成を進めます。

ウ. 鉄道との連携強化

公共交通の結節点となる、松浦鉄道駅周辺における路線バスなどとの結節機能の強化を図るとともに、少子高齢化社会における移動手段の確保対策としてのライドシェア、UDタクシー(ユニバーサルデザインタクシー)等の導入を検討するなど、公共交通機関と利用者ニーズにあった交通手段のスムーズな連携により、利用者の利便性向上を図ります。

エ. バスなどにおける道路交通の利便性向上

円滑な道路交通を実現するため、バス停車帯の設置や幅の広い道路の整備などにより、一般車両とバスやデマンド型乗り合いタクシーなどの間に生じる不具合を極力少なくする道路整備に努めます。また、これまで乗合バスを導入するなど、市内の公共交通の利便性向上に努めており、今後とも、公共交通空白地帯の解消に向けた取組に努めます。

さらに、国の動向や他自治体の事例を注視しつつ、他自治体でも実用化されている無人の自動運転バスなどの導入に関する検討を進めます。

オ. 交通弱者に対応した公共交通機関の充実

子どもや高齢者等の交通弱者にも利用しやすい公共交通の在り方を検討し、交通弱者へきめ細やかな対応をするため、利用者調査の実施や、地域ニーズに対応したAIオンデマンド交通の導入等、公共交通不便地域の交通環境改善に取り組みます。

カ. 離島航路をもつ港の利便性向上

飛島・鷹島への航路をもつ今福港、及び青島・鷹島・黒島への航路をもつ御厨港については、周辺道路や両港と市街地を結ぶ道路、また駐車場や待合室などを整備し、利便性向上を図ります。また、離島については医療施設や商業施設等、島内でのサービスが十分でなく、本土とのつながりが重要な地域であることから、ドローン等を活用した離島への輸送も取り入れた都市交通基盤の整備を進めます。



茨城県境町の自動運転バス



離島への物資輸送のためのドローン
(令和7年2月運用開始)

4 都市施設

(1) 都市施設等整備の基本的な方針

鉄道駅、道路、住宅、公共施設等のバリアフリー化が求められる中で、市民が気軽に外出がしやすい環境や、街角などのスポットで安心して滞在することのできる場所を創り出すとともに、大規模災害発生時の活用を想定した地域の施設整備など、市民ニーズの多様性に応じつつ、ユニバーサルデザインの導入された都市づくりを目指します。

(2) 公園・緑地等の整備の方針

ア. ポケットパークの整備

ポケットパークの整備により美しい景観づくりを進め、居心地の良い都市づくりに努めます。

イ. 歴史文化資源の活用

松浦党梶谷城跡など多くの歴史・文化資源を保全・活用し、歴史・文化・観光の拠点づくりを進めます。

ウ. 本市にふさわしい公園緑地についての検討

既存公園の有効的な活用に向け、今後の社会的な動向や都市づくりの方向などを考慮し、公園の再編も視野に入れながら、本市にふさわしい公園緑地について検討します。

エ. 地球温暖化防止対策等を考慮した公園緑地の検討

地球温暖化防止等の対策の一環として、住民の意見を取り入れながら、公園の機能向上・再編について検討します。

オ. 子どもの居場所や育ちの視点における公園づくり

「遊具での遊び」、「キャッチボール」、「散歩」、「ランニング」、「楽器の練習」、「登校時の待ち合わせ」など様々な過ごし方のできる子どもの視点から見た公園づくりを検討します。

(3) 上・下水道等の整備の方針

ア. 上水道

安全でおいしい水を安定的に供給していくために、水源の確保に努めながら、浄・配水施設の整備・改修を進めます。

イ. 下水道

汚水処理については、公共下水道基本計画に基づき推進し、公共下水道区域以外の汚水処理については、漁業集落排水処理施設の維持管理や合併処理浄化槽の導入など、清潔で快適かつ自然環境にやさしい都市づくりを進めます。

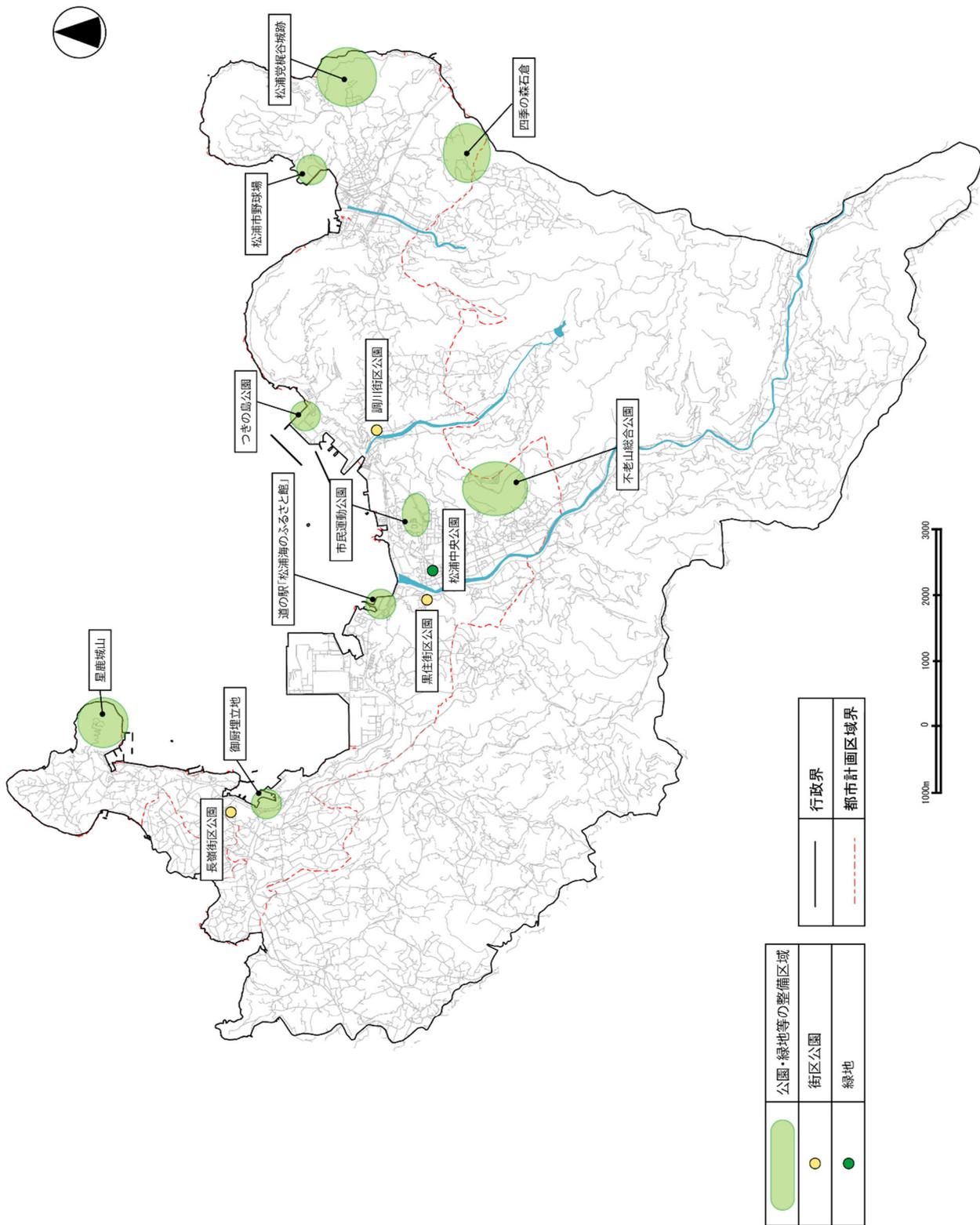
また、雨水処理に関して、雨水幹線は志佐地域において市街地の排水路としての

役割が主となっていますが、公共下水道整備後も、低地の浸水防止のために、維持管理に努めます。

丹花2号雨水ポンプ場



公園緑地整備方針図



(4) その他の施設の整備方針

ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人が安心して暮らし、社会参加できる地域社会を実現するため、バリアフリーを念頭においた施設整備を推進します。

また、各施設の維持管理については、定期的な点検・診断を実施し、予防保全型の効率的かつ効果的な維持管理を図り、安全かつ快適な施設保全に努め、利用しやすい施設環境を確保します。

ア. 文教施設

(ア) 教育施設

教育施設は、予防保全型の維持管理を行いつつ、施設の長寿命化を図りながら老朽化した校舎などの改修を効率的かつ効果的に進めます。また、学校施設は災害時の避難場所等にもなることから、教育、防災等関係部署との連携により、非常時における利用を考慮した施設整備に向け、上下水道等の都市基盤施設整備と合わせた防災機能の拡充に努めます。

(イ) 市民文化施設

文化会館をはじめ、各地域の公民館は、時代や地域住民のニーズにあった施設整備に努め、利用者の増加を図ります。

文化会館は、市民の芸術文化・スポーツの向上や推進を図るための中核的な施設として、利用者や利用団体などの理解を得ながら施設の長寿命化を図ります。

(ウ) スポーツ・レクリエーション施設

市民運動公園、松浦市野球場、文化会館ふれあいホールや武道館をはじめ、各地域のグラウンド・体育館などの施設は、他の施設機能の複合化や公共空間の積極的な活用を進めるとともに、PPP／PFIなどの手法も視野に入れながら大規模改修など、施設の長寿命化を検討します。

(エ) 社会教育施設

生涯学習センターなど周辺住民が生涯学習の拠点として利用している施設は、地域の実情を踏まえた上で、維持管理コストの縮減、利用環境の向上のバランスを図りつつ、それぞれの地域の中心となる施設を拠点的施設として位置づけ、施設機能の複合化や多目的利用、公共空間の積極的な活用を進めるとともに、民間ノウハウの活用による運営の拡大や長寿命化に取り組みます。

また、松浦市立図書館については、市民の公共的な施設としての側面を踏まえた、文教施設にふさわしい周辺環境整備に努めます。

イ. 社会福祉施設

高齢者福祉施設・児童福祉施設・障害者福祉施設などについては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）等に基づき、施設や誘導路の整備、改修等を進めます。

ウ. 市場

松浦魚市場は、予防保全型の効率的かつ効果的な維持管理により、魚市場としての機能の維持・保全、充実に努めます。



エ. 道の駅

道の駅「松浦海のふるさと館」は、国道 204 号及び国道 204 号松浦バイパスの合流部に位置し、西九州自動車道利用者及び国道利用者の交流拠点施設として、また道路情報や観光情報等を提供する施設であることを踏まえ、予防保全型の効率的かつ効果的な維持管理を進めます。



5 都市環境

(1) 都市環境整備の基本的な方針

本市の豊かな自然環境を活かした、うるおいとやすらぎのあるネットワークの形成を目指し、リバーフロントやリアス海岸の美しい伊万里湾沿岸において、水と親しめる水辺の環境づくりに向け、持続的に水質が保全され、快適な生活環境を保つ都市づくりを進めます。

また、既存の緑を保全し、本市の特性を活かした公園づくりに向け、都市公園の在り方について、市民の意向なども考慮しながら、身近で親しみやすい公園整備を進め、グリーンインフラが持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを目指します。

(2) 都市環境整備の方針

ア. 大気汚染防止

工場や自動車、一般家庭から排出されるゴミの焼却などによる有害物質排出量の減少を図るため、市民意識の啓発を図るとともに、自然環境の保全に努めます。

イ. 水質汚濁防止

工場廃水や生活雑排水などによる河川や海の汚濁防止のため、下水道など生活雑排水処理施設の整備を進めます。

ウ. 土壌汚染防止

土壌汚染は、一旦生じると容易に解消できないのが特徴です。このため、市民意識の啓発により、土壌汚染の未然防止に努めます。

エ. 騒音対策

騒音公害の多くは交通車両によるものです。このため、道路などの改良も視野に入れた騒音抑制策の実施に努めます。

オ. 悪臭対策

悪臭防止法に基づき事業者への指導や悪臭防止策の実施、工場・事業所の集約化などを促し、悪臭公害の防止に努めます。

カ. ゴミ処理・汚物処理

環境に十分配慮した一般廃棄物処理施設である北松北部クリーンセンターを運用しています。今後は、効率的な収集・処理を推進し、衛生的で快適な居住環境づくりに努めます。

キ. 空家等対策

松浦市空家等対策計画に基づき、空き家や空き店舗を未然に防ぐための対策や、空家等の除却を含め利活用に取り組みます。

ク. 水辺の環境づくり

臨海部は、環境への負荷対策を周辺に立地する企業とともに、その対策を講じていますが、今後、市民や人々の交流を促進する活動の場であることを認識し、海辺の環境に配慮し、誰もが海を見て、楽しみ、ふれあえる、憩いとうるおいのウォーターフロントの形成を検討します。

ケ. 公園の整備

本市には眺望が開け、緑豊かな山々があります。その中でも多様なレクリエーション活動の場となる不老山総合公園が整備されています。本市を象徴する不老山総合公園をはじめ、その他の公園についても機能向上に努めます。

不老山総合公園



松浦中央公園



6 都市景観

(1) 都市景観形成の基本的な方針

本市には、美しい自然や農漁村の生活、祭りや伝統行事など、ここで暮らしてきた先人たちの営みによって醸し出された松浦らしい景観が残されています。

そうした歴史と文化に裏付けられた松浦らしい景観を大切に継承し、市民の暮らしの中で活かしていくことで、より豊かな都市づくりを進めます。

今後、時代の移り変わりに歩調を合わせた生活機能が配備されていく中で、松浦らしい景観を尊重した都市整備を進めます。また、意識の啓発を図りながら、市民・事業者との協働による松浦らしい都市景観づくりを進めます。

(2) 都市景観形成の方針

ア. 自然的景観の保全と活用

自然景観を保全するとともに、河川や海岸などについては身近な親水空間としての整備・保全により、自然と調和した本市の景観形成ポイントとして活用を図ります。また、田園地域については、優良農地として保全するとともに、棚田などの保存に努め、良好な景観の形成を図ります。

イ. 歴史文化資源の活用

松浦で人々がどのように暮らしてきたのか、その歴史と文化の延長線上に未来の景観を考えていきます。そのために、海と生きた松浦党の拠点など多くの歴史・文化資源を活用し、歴史・文化に根付いた景観整備を進めていきます。また、景観計画において位置づけられている景観形成基準などを遵守し、本市全域においてバランスの取れた景観づくりを展開します。

ウ. 市街地景観を再生

市内の各所に多数点在する歴史、自然、文化を継承する素材や要素を発掘し、市民とともに魅力ある良好な景観を形成していくための取組を推進します。

不老山総合公園からの眺望



志佐町のまちなみ



7 都市防災

(1) 都市防災の基本的な方針

松浦市地域防災計画をはじめ、各種防災関連指針との整合を図りながら、火災、地震、土砂災害、洪水、津波及び原子力災害等への対策を拡大し、都市防災を明確に意識し、災害に強い都市づくりを進めます。

本市が過去に経験した災害や地形等の条件を踏まえ、少子高齢化による地域コミュニティの希薄化や公共インフラの老朽化等への対策を進めます。

都市インフラの整備は、事業の性質上、効果を実感するのに一定の期間と費用を要することから、長期的な視点に立つとともに、既存資源を有効に活用するなど、柔軟かつ迅速な対応力のある回復力の高い強靱な都市づくりを進めます。

(2) 都市防災の方針

ア. 土地利用の適切な規制と誘導

本市には、斜面地に住宅地が存在し、道路が狭く地震時などに緊急車両が通れない恐れがあることから、避難経路の確保や建築物の不燃化等を図り、災害に強い都市づくりを進めます。このような都市防災への視点を踏まえ土地利用の適切な規制と誘導を実施し、災害発生 of 未然防止や被災時の被害軽減に努めます。

イ. 火災の未然防止

市民の意識高揚を図り、火災を未然に防止するとともに、道路・公園などの適正な維持管理により延焼防止に努めます。

また、木造建築物が密集し、延焼する危険度が高いと考えられる密集市街地では、住環境整備事業により、建物の不燃化や耐火構造の導入などを推進します。

ウ. 地震や津波災害への備え

地震や津波災害の対策のため、住宅等の既存建築物の耐震化を推進し、災害による被害を受けやすい地域や建物等の防災性を高めるとともに、避難経路の周知などにより、地震や津波災害に対する脆弱性を補う都市づくりを進めます。

エ. 原子力災害への対策

原子力災害については、災害発生時に避難ができる堅牢な建築物の指定に向けた調査等の取組を行うとともに、都市防災施設としての緊急連絡網の整備などにより、迅速かつ安全な避難行動をとることのできる都市づくりを進めます。

オ. 風水害の未然防止

台風などの暴風による災害の対策のため、各建築物の耐風性強化を推進し、街路樹や電柱などの倒壊、看板や標識などの落下やそれによる2次的被害の防止に努めます。

また、雨水対策として側溝や排水路などを整備し、市街地の浸水防止に努めます。

近年多発している浸水被害に対処するため、市内の各河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示す洪水ハザードマップを作成し、市民がより早く安全に避難

できるような災害対策を進めます。

国・県と一体となり、地すべりや土石流の発生防止など、ハード・ソフト両面での対策により、危険箇所の改修を進めます。

カ. 大規模自然災害への事前対策と避難地・避難路の確保

大規模自然災害による道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途絶等による孤立を防ぐための対策を進め、道路や港湾施設の防災、震災対策や緊急輸送道路のリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築に取り組みます。

また、災害時は、身体的安全確保のために、小・中学校・地域運動場、公園などを中心とした避難場所を設置するとともに、避難経路の整備と、避難者の安全確保に努めます。

キ. 防災施設・設備の充実

災害時に自ら避難することが困難な要支援者への支援体制づくり、社会福祉施設等の防災対策の充実を図るとともに、水防施設、防災資機材などの充実を図り、迅速かつ正確な防災情報の提供を図るための取組を進めます。

また、防災備蓄倉庫等の整備を検討し、都市全体の防災力の強化に努めます。

ク. 高齢者や障がい者等に配慮した防災都市づくり

避難行動要支援者名簿登録制度などの活用を考慮しつつ、道路や避難所施設等については、バリアフリー新法に定められる建築物移動等円滑化誘導基準に基づき、特定建築物（同法第2条第18号）、特別特定建築物（同法第2条第19号）、主要な道路における移動等円滑化経路（同法施行令第18条第1項）に従って災害時における円滑な移動の促進に努めます。

ケ. 市民意識の啓発

本市では、自助・共助・公助の理念の下に適切な役割分担を図ることを基本としながら、防災に関する意識の高揚や災害教訓の伝承、防災教育の機会の確保等に努めています。

今後、安全かつ快適で、居心地の良い都市づくりのため、防災をはじめとし、都市整備に係るあらゆる分野で市民意識の啓発を推進します。